

隠岐汽船においても、JRに対して、毎年、接続の改善要望は出しているが、JRにも事情があつて改善されていないため、接続バスを利用してほしいというのが隠岐汽船の意向である。



中浜 堯介 議員

質問1「キープ3000」に関わる空家対策について

「キープ3000」には、外国人も視野に入れた大胆で積極的な移住者対策が不可欠である。その為には、住宅問題が最大の課題となる。

現在町内では、全戸数の約2割が空家で、付近住民に被害を及ぼす可能性のある物件もある。解体費用の一部を助成し、住宅建設用地として登録すればどうか。所有者には固定資産税が発生しないメリットもある。

回答 町長

倒壊のおそれのある危険家屋の所有者に対し、市町村が撤去・修繕の命令ができる「空家対策特別措置法」が昨年11月に制定され5月から施行される。

この法律では、所有者の所在が不明な場合は行政代執行ができるが、代執行は費用の回収が課題である。現行の税制では、住宅が建っている土地は、固定資産

税を6分の1に減額する規定があり、空家増加の一因になっている。国では、危険家屋については、優遇措置から除外することも検討されている。

個人所有の建物は所有者の責任において管理することが原則であり、当面は危険家屋を正確に把握し、所有者に指導、助言をする。

土地の借り上げによる住宅建設は、相続の問題等が発生するので、公共施設の建設は土地を購入して実施する。

質問2 国際交流員の英語力の最大活用を

小学校の授業に英語が組み込まれたり、大学入試センター試験で英会話が必要項目になり、英語力、特に会話力の養成は、今の幼児・児童にとり重要である。

日本語も堪能な国際交流員による英会話指導が、現在小学校で週1回、保育園で月1回実施されている。保育園でも週1回の指導が望ましいが、せめて月2回に拡充できないか

回答 教育長

国際交流員の主な業務としては、地域住民との異文化交流を行うために、国際交流スポーツ大会、ハロウィンパーティー、クリスマス会、英会話クラブ等を企画立案して現在実施している。また、隠岐世界ジオパークの広報部員としてPR活動にも参加する一方で、外国から訪問団の来町の際の通訳をし、国際交流にも貢献している。

現在、子どもたちとの異文化交流の環境として、小学校へは週一回、各保育園には月一回の割合で訪問をしている。

今後、さらに交流活動を充実することや幼少期から英語に親しむため、保育園側とのスケジュール調整を行いながら訪問回数を増やしていきたいと考える。



口村 光房 議員

質問 ジオサイト等の改善、活用、保護について

(1) 島根鼻の海岸

火山活動の跡や貴重な植物であるダルマガクの群落があり、自然観察等に適している。

二か所通りにくい所が有り、改善が必要である。

(2) 島根鼻の天体望遠鏡の活用

天文愛好家の育成と活用しやすくするための鍵の保管などについて。

(3) 焼火林道の立ち木除去

路面が改良されているが、雑木が大きくなり景観が良くない。知夫、海士、島後が見える三か所ぐらいの立ち木を除去する必要がある。

(4) 生物の保護について

オキオサムシ、オキマイマイカブリがインターネットで販売されていた。貴重な動植物の保護条例を早急に作る必要がある。

回答 町長

(1) 海岸沿いは、自然観察に最適な場所

となっているので、海岸沿いを歩いて行ける方法を実施していく。

(2) 昨年高性能な天体望遠鏡を設置したが、機器の取り扱いが大変難しく、操作に苦労している状況である。今後は愛好家グループを結成して、勉強会を行うことや小中学生の利用促進、また、天体観測イベントなども企画して活用を努めていく。

鍵の貸し出しについては、利用が夜間になることから、昼間は役場と別府支所、夜間は役場宿直で貸し出し・返却を行い、利用しやすい管理を行う。

(3) 焼火山周辺は保安林や鳥獣保護区、また、国立公園区域や文化財(神域植物群)にも指定されており多くの規制がある。立ち木の成長によって眺望を阻害しているところは、焼火林道以外でもあるので、所有者を確認のうえ、規制区域や周辺の状況を確認しながら、影響のない範囲で除去できる箇所は実施する方向で進めていく。

(4) オキオサムシ、オキマイマイカブリは、隠岐島に生息する固有種であり4島ともに生息していることが確認されている。環境省が指定する動植物の指定対象外となっているが、町文化財条例により天然記念物の指定を行った場合、公共工事などの開発行為を行う際に生息調査の義務などが発生し、確認されれば計画の見直しが必要になることなどの支障も生じることから町天然記念物指定にあたっては、慎重に検討していく。

人権擁護委員・行政相談委員の紹介

人権擁護委員

西ノ島町担当の人権擁護委員に、本年4月1日付で次の方が委嘱されました。



玉木 和利さん
(船越)

人権擁護委員とは？

地域で、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、隣近所のもめごと、家庭内での悩みごと、仕事先でのパワハラなどの困りごとなど、色々なご心配ごとの相談を受けています。

そして、相談を受けるだけではなく、「人権を侵害された」という相談があった場合には、相談者の希望により法務局と協力して調査等を行い、お互いの利害・主張の調整を行うことにより、ものごとの解決に取り組んでいます。

このほか、地域・学校・会社等での「人

権出前教室」の開催や、「特設人権・行政相談所」を開設しています。

平成27年度は左記表のとおり「特設人権・行政相談所」を開設する予定です。
※相談無料、秘密厳守

【問合せ】

松江地方法務局西郷支局

08512(2) 0240

行政相談委員

西ノ島町担当の行政相談委員に、本年4月1日付で次の方が委嘱されました。
委嘱期間は平成29年3月31日までの2年間です。



小新 芳枝さん
(船越)

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受け、住民の皆様からのご相談をお聴きする民間有識者（ボランティア）の方です。

平成27年度 特設人権・行政相談所開設日

開設日	場 所	時 間
6月5日(金)	美田児童館	10時 ～ 12時
9月4日(金)	浦郷シルバー会館	
10月23日(金)※	浦郷シルバー会館	
12月4日(金)	黒木公民館	
3月4日(金)	物井公会堂	

※10月23日(金)は行政相談所のみの開設となります。

【問合せ】

総務省島根行政評価事務所

0852(21) 3630

行政相談委員は、行政相談所を開設するなどして、住民の皆様から国の行政などへ苦情や意見・要望等を受け付け、その解決のための助言や関係機関に対する通知等を行っています。

西ノ島町身体障害者相談員の紹介

身体障害者相談員に今咲克己さん（浦郷在住）が平成27年4月1日付けで町長から委嘱されました。

身体障害者相談員は、身体に障がいのある方や家族の立場から障がいに関する相談に応じ、助言や関係機関への連絡を行い、障がいのある方の地域での活動を支援します。

ご相談がございましたら、気軽に相談下さい。

なお、個人情報等の秘密は遵守されます。



今咲 克己さん
(浦郷)